

令和5年度第7回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月27日(水) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	西山	美佐江	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

6番	野谷	茂	8番	内山	昌代
----	----	---	----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

第11号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは令和5年度第7回の総会を開催したいと思います。今日の出席委員は12名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第7回総会の議事録署名委員につきましては、6番野谷茂委員、8番内山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届け出となります。

今回は、市街化区域内での第5条による転用3件について受理しております。

それでは、No. 1及びNo. 2について説明いたします。土地の場所については地図1をご覧ください。

場所は、二宮中学校の北側に位置する隣り合った土地となりまして、住宅6区画として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、8月31日付で発行しております。

続いて、No. 3について説明いたします。土地の場所については地図2をご覧ください。

場所は、国道の北側で大磯町との境に位置する土地となりまして、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、この地図では当該地が大磯町に入っているように見えますが、目の前の南北に延びる道路までが二宮町となりますのでご承知おきください。

また、相手方への届出の受理通知書については、9月11日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第11号、引き続き農業経営を行って

いる旨の証明について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第11号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

二宮地区の報告について、松崎委員、お願いします。

【委員】

8月28日に二宮地区農業委員及び事務局で、現地を確認いたしました。

対象地の場所は、二宮の寺ノ脇などに位置する農地12筆で、面積の合計は4,411.26㎡です。

当該地では、複数の露地野菜などが栽培されており、農地として適切に利用されてきました。以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、説明いたします。

相続税の納税猶予制度になりますが、農地を相続した相続人が当該農地を農地として利用していく場合、相続税の猶予を受けられる制度です。

特例を受けてから20年が経過すると相続税の免除が確定することとなりますが、その際には、出口調査と呼ばれる税務署からの調査があり、農業委員会では、当該農地の利用状況について確認し、税務署に報告することとなります。

また、それとは別に平成21年以降に特例を受けた方は、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があり、届出には、農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。

本案件につきましては、平成21年以降に特例を受けた案件であり、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が申請されたことによる議案となります。

それでは、議案第11号関係資料をご覧ください。1ページから4ページに当案件の地図を添付しております。

1ページ目は二宮字寺ノ脇1筆と二宮字前狭間7筆、2ページ目は二宮字根柄見1筆、3ページ目は二宮字峰山入1筆、4ページ目は二宮字前古砂1筆と二宮字古砂入1筆です。

申請者は平成25年に農地12筆を相続し、合計面積の4,411.26㎡について納税猶予の特例の適用を受けております。

対象地は、現地確認報告にもありましたように、露地野菜等が栽培され、適正に管理

されてきました。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、それではお諮りします。議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時45分閉会